

2018(平成30)年に出された学校部活動関連判決の考察

南部さおり (スポーツ危機管理学研究室)

Consideration of the court decisions related to the school-club-activity cases in 2018

Saori NAMBU

Abstract: This report searched the court decisions in 2018 for specific keywords: “gakko (school)”, “bukatsudo (club activity)” and either “taibatsu (corporal punishment)”, “bouryoku (violence)”, “boukou (assault)” or “syougai (injury)” in LEX/DB search engine. I looked over the cases that come up in the engine and extracted three decisions that seemed to be important to consider the risk management in sports instruction.

In one case, the physical punishment was used in the club activity instruction in the school and this was found guilty in the criminal trial. In the other two civil cases, one is about the violence between the students and the other is about the student's violence against a teacher. Every case the above is worth considering because they all contain extremely current issues, so this report introduces and considers the factual background and the court decision.

要旨：LEX/DB判例検索を用いて2018年に出された判決を「学校」and「部活動」and「体罰」or「暴力」or「暴行」or「傷害」で検索し、該当する裁判例に目を通したうえで、スポーツ指導における危機管理を考えるうえで重要だと思われる三つの判例を抽出した。

最初に挙げた裁判例は、学校での部活動指導において体罰が用いられた事案であり、刑事事件として有罪が認定されたものである。残りはいずれも民事事件であり、生徒間の暴力事件と学校側の対応が問題となった事案と、生徒による対教師暴力が問題となった事案である。いずれの事例もきわめて今日的な問題が内包されている点で、報告する価値があると考えられたため、以下で事案の概要と判決内容を紹介し、考察する。

Keywords: lawsuits caused by school sport club activity, corporal punishment, violence between the students, student's violence against a teacher, risk management in sports instruction

キーワード：学校部活動裁判、体罰、生徒間暴力、対教師暴力、スポーツ指導における危機管理

【緒言】

スポーツ危機管理研究所では、2018年7月から日本最大級の法律情報データベース「TKCローライブラリー」のサービスを導入し、学内での利用が可能となっている¹⁾。そこで本報告では、同サービスの中のLEX/DB判例検索を利用し、学校運動部活動の危機管理に関する最新の裁判例の検討を行うこととした。そこで、2018年に出された判決を「学校」and「部活動」and「体罰」or「暴力」or「暴行」or「傷害」で検索した

ところ、該当した裁判例は8件あった。すべての裁判例の概要を一括表示し、学校問題が争点となっている事例を抽出した上、さらに労働契約関連の事案を除外した結果、該当する裁判例は3件となった。それら3件の判決文全文に目を通したところ、いずれもスポーツ指導における危機管理を考えるうえで重要だと思われる。そこで以下、それぞれの事件の内容と判決文の概要を示した上で、スポーツ危機管理に関わると思われる論点について解説を行うこととする。

《判例1》

私立A高校剣道部傷害(刑事)事件¹⁾

剣道部の体罰や理不尽な暴力は、毎年のように報道されている。最近(2019年2月19日)も、群馬県太田市の私立高校で、非常勤講師であるコーチによる2年生部員全員に対する体罰や人格を否定する暴言が常態化していたとする報道が出され、とりわけ標的とされた主将は、コーチを相手に通常の倍の30分超もかかり稽古をさせられた直後、体育館の外階段2階の踊り場で手すりにつかまり「死にたい」と漏らし、泣き崩れていたとされる。コーチは学校側の聴取に対して、「主将の男子部員は将来有望な子だったので強くしたい一心で指導した」と述べていたという²⁾。同様に、剣道部主将を標的として執拗なしごきと体罰を加え、同人を熱中症で死亡させた顧問の事例も存在しており、別稿³⁾で詳しく解説した。

また2017年には都内の私立高校剣道部の合宿中に体罰を受けたとして、元部員が部顧問だった元教諭や学校などを相手取って損害賠償を求めた裁判に対し、元教諭ら2人と学校に慰謝料など計約91万円の支払いを言渡す判決が出されている⁴⁾。さらに同年には、千葉県鴨川市立の中学校の男性教諭が「集中力が欠けている」と思い、腹が立った」として、顧問を務める剣道部の女子生徒の頭を竹刀でたたきなどして、約1か月の入院加療を要する大けがを負わせたとして傷害罪で略式起訴された。結果として顧問は罰金50万円の略式命令を受け、さらに停職6か月の停職処分を受けたとして、大きく報道されている⁵⁾。

剣道が特に体罰に親和性があるというわけではないものの、他の武道系部活動と同様、指導においては「体に叩き込む」ということが含まれやすく、どこまでが指導でどこからしごきなのか、どこまでが稽古の手合せなのかどこからが体罰なのか曖昧になるという傾向は否めないであろう。また、剣道は特にその精神性や礼法が求められるため、厳しさを求められる指導が行われるという傾向がある。例えば、一般財団法人全日本剣道連盟は、中学生に向けた指導の手引に、「従来の剣道指導においては、『褒めて指導する』ことが少なく、欠点ばかりに目が行って、『ダメだ!』『そこが悪い!』といった負の指導が見受けられました。また、指導者の『厳しい稽古が必要』『心身の鍛錬のため』『強くしたい』という個人的な思いが、生徒の技量や体力などの限界を大幅に超えた指導となり、大別や行き過

ぎた指導として問題となっています。」とし、「褒める指導」への意識転換を指導者に求めている⁶⁾。

【事案の概要】

平成24年6月12日、当時A高校(中高一貫校)の1年生で剣道部員であったCは、足を怪我していたため、当日の中高合同で行われていた稽古には参加せず、太鼓を叩いて稽古の開始や終了の合図をする係を務めていた。Cの供述によれば、かかり稽古が行われていた午後5時頃、元立ちをしていたS教諭の合図を受けて太鼓を2回叩いたところ、S教諭は太鼓を叩く回数が違うと言ってCに近づき、小手を付けた右手の拳で下唇のやや左側を1回殴り、さらに「何だその顔は。」と言いながら、再度同じ箇所を同様に殴り、「剣道部にいさせてやるだけ有り難いと思え」と言われたという(以下、「本件暴行」)。そしてCは、それまでも殴られたことはあったが、本件暴行については余りにも理不尽だと思った。

被害当日の稽古後、口の中で血の味がしたので、出血していると思い、剣道部の先輩であるDに唇の中を見せた。またその日の夜には父親に被害を訴え、父親からの提案で下唇裏側の傷の写真を撮影してもらった。病院には行かなかった。さらに、後日高校で、当時剣道部の指導に当たっていたF事務員にも傷を見せた。

翌平成25年2月17日夜、CはS教諭から、試験で赤点をとるから練習試合に出る選手から外すと言われたことを憎く思い、ツイッター上に、「A高等学校の剣道部の顧問、S(35)は生徒を殴ったり竹刀で痣ができるほど叩いています。これは訴えるべきでしょうか? RTお願いします。」とのコメント付きで、剣道部員のGの足の青痣を撮影した画像を投稿した。この「ツイッター事件」を契機に、同月20日頃、高等学校の校長や剣道部のJ顧問等から、S教諭による体罰等に関する聞き取り調査を受けた。その際、中学時代に自分が受けた体罰や、平成24年8月に開催された剣道大会に参加した際に他の生徒が受けた体罰などについては訴えたものの、本件暴行のことは話さなかった。

平成25年10月初旬、Cは剣道部員に対する傷害事件を起こし、その後、高校から停学処分を受けるとともに剣道部からの退部を求められたため、両親と相談の上転校を決意し、同月19日、本件暴行についての被害届を警察に提出したことで、本件が発覚した。

【判 決】

被告人を罰金40万円に処する。

本件は、学校教諭である被告人が、自らが顧問を務める剣道部の部員であった当時15歳の被害者に対し、その口元を小手を付けた拳で2回殴打し、全治約1週間の口腔内挫裂創の傷を負わせたという事案である。

被告人は、多感で心身の発育にとって大切な時期にある被害者の指導をあずかる教諭として、重い責任を有する立場にあったにもかかわらず、被害者の部活動における些細なミスを理由に、本件暴行に及んだものである。かかる行為は、指導として許容される範囲を逸脱したものである上、被告人はこの種の行為を繰り返し行っていたことがうかがわれることも踏まえると、相応の非難に値する。しかしながら、暴行の態様や傷害結果自体は軽いものであり、以上の犯罪事実に関する事情をみるかぎり、基本的には罰金刑が相当な事案といえる。

その上で、その他の事情についてみると、被告人には、自らが犯した罪と真摯に向き合おうとする態度はみられない。他方、被告人に前科がないことなどの被告人に有利な事情もある。以上を踏まえ、被告人に対しては主文のとおり罰金刑に処するのが相当と判断した。(求刑懲役6月)

【解 説】

(1) 供述の食い違い

本件は、1審で「被害者や目撃者の証言に不自然、不合理な点がある」として無罪となったが、2審で「(被害者の説明は)具体的で、一審判決は不合理」として破棄され、地裁に差し戻されたという、いわゆる差戻審である。被告人のS教諭は一貫して「そのようなことはしておりません」と無罪を主張していた。

1審で「不自然、不合理な点がある」とされた供述としては、剣道部のD先輩及びF事務員が、「S教諭が、剣道部の練習中に太鼓を叩く回数を間違えたCの顔面を右手拳で殴打した」という、本件暴行の大筋ではCの証言と一致していたものの、その殴打の後にCの胸を押したか否か(以下「胸を押す暴行」)、その殴打の際にS教諭が小手を付けていたか否かなどについて食い違いがあるというものである。この点につき、本件差戻審では、D先輩は本件暴行以外にもS教諭による剣道部員に対する暴行を複数回見たことがあったため、「本件暴行態様の詳細について記憶を保持することができず、C供述と食い違う供述をしたという説明が可

能である」とし、さらにF事務員の供述については「Aの職員であり、同校に教員として勤務している被告人を陥れる虚偽の供述を行うことには相応のリスクがある」という事情からしても、「虚偽供述の動機は乏しく、本件暴行態様の詳細についてのC供述との食い違いは記憶違いによるものとみるのが合理的である。」と判断した。そして、Cの供述についても「被告人による叱責等により困惑していたCが、その状況について記憶違いをしている可能性も考えられる」としたのである。

Cは、捜査段階及び差戻し前の1審公判では「胸を押す暴行」については供述しておらず、2審公判以降で供述を始めたことから、判決は「差戻し前の第1審の無罪判決を受けて、D先輩及びF事務員の供述との食い違いを小さくするため、意識的に記憶にない事実を供述した、あるいは、無意識的に記憶にある事実とそうでないものを混同し記憶を変容させた疑い」があるなどとして、「胸を押す暴行」についてのCの供述は信用性に欠けるとし、認定しなかった。その一方で、D先輩及びF事務員の供述と大筋で一致する「二度の殴打」については、当日Cからの被害申告を受けて傷の写真を撮影したとする父親の供述や、その被害写真等で強く裏付けられているとして、「本件暴行に関するCの公判供述の信用性は覆るものではない」としたものである。

これまで筆者は体罰に関する訴訟に多くかかわってきたが、日常的に暴行や暴言が発動される部活動顧問の下で活動を行ってきた部員たちは、自分たちが経験した暴力に関する記憶が曖昧なことが多く、「〇年〇月〇日〇時頃に行われた暴行」と特定されても、別の機会に行われた暴行と混同したり、「～のような気がするけど、自信がない」などの証言になりがちである。とりわけ、顧問の暴力的指導を容認している部員にあっては、そうした指導に嫌悪感を持っている部員が「衝撃的で忘れられない」と証言するような暴行であっても、それを「当たり前出来事」として受け入れ、流しているため、記憶に残っていない傾向が強い。これはあたかも、記憶の三過程である「記録」、「保持」、「想起」のうち、外部の刺激がもつ情報を意味に変換して記憶として取り込む「記録」の段階で、それを「意味情報」として変換することを拒んでいるかのようにみえる。

また、暴力指導によってトラウマを抱えてしまった部員では、それが繰り返される時、無意識的防衛機制としての解離が生じており、想起が困難であることも少なくない。

このような事情に加え、体罰を行った教師は、それが明るみに出るや体罰の存在を頑なに否定することがほとんどであるため、体罰事件を刑事事件で立件することはもとより、民事訴訟で認定されることさえかなりハードルが高いことが知られているのである。

(2) Cのツイッター事件後の聞き取り調査等における言動

Cは、ツイッター上に、本件傷害の証拠写真ではなく、他の部員の足の青痣の写真を用いてS教諭の体罰について投稿しており、その後、校長や教頭、複数の教師に囲まれて聞き取り調査を受けた。その際Cは、中学時代に自分が受けた体罰等については訴えたものの、本件暴行のことは話していない。そこでS教諭の弁護士はこの点を、Cの供述の不合理性を指摘する根拠とした。

この点について本件判決は、「ツイッター事件後の聞き取り調査は、Cが、校長や教頭等、普段接することのない複数の教師に囲まれ、生徒はC一人のみという状況において、冒頭に校長からツイッターをアップした理由について質問されるというところから始まったものである。そうすると、Cが当審で述べるとおり、Cが詰問されていると感じ、冷静に過去の事実関係を思い起こして話すことができなかつたとしても何ら不自然ではない。」とし、「また、ツイッターへの投稿や友人とのやり取りにおいては、その性質上、自分が受けた暴行被害について投稿や言及をしなくても特に不合理な行動とはいえないし、証拠上明らかになっているCの投稿等の内容を見ても同様のことがいえる。さらにいえば、Cが中学時代等に被告人から受けた体罰と比べて程度の軽いもので、さほど印象に残らなかったことから、前記の各機会に本件暴行について言及しなかつたという説明も可能である。」として、「C供述の核心的部分の信用性を左右しない。」と認定した。

この判決の認定は、合理的であると思われる。すなわち、判決文からはその具体的内容は明らかではないものの、Cは中学時代にもS教諭から、よりひどい体罰を受けた経験があったというのであり、校長らに対してS教諭の指導がいかに横暴で不適切であるかについて、よりインパクトのある内容を伝えようと考えたとしても不合理ではない。また、A高校は中高一貫校で、剣道部は中高合同で行うことがあるのであるから、高校1年生になって2ヶ月ほどで行われた本件暴行を、当時明確に、高校入学後の出来事であったと認識できておらず、「中学時代から受けた数々の体罰」の中に含まれると考えていた可能性もあろう。

(3) 「傷害罪」での起訴について

本件では、Cが暴行を受けてから1年4ヶ月ほど経過して、警察に被害届が提出されている。その契機となったのが、停学処分と退部の言渡しによる転校の決意であった。この理由としては、CがA高校の剣道部員である間は、顧問のS教諭を訴えようとは考えていなかったのかもしれないし、あるいは、退部の言渡しに際してS教諭との確執があり、もはや黙っていることはできないと考えたものかもしれない。

いずれにしても、本件ではCが当時受けた傷害の写真を残しておいたことが立件の決め手となったものである。1審では、被害生徒の傷を撮影した写真につき、「暴行を直接認定する証明力はない」と認定されているが、父親が本人の被害申告に応じて写真撮影したものであり、Cではなく父親の携帯電話にデータが、撮影日の記録とともに残されていたのであって、さらに二人の証人による証言からも裏付けられていることから、これらの間接証拠は相互にその証明力を補強し合っていると評価されるものであろう。この点、本件差戻審判決では、例えばCが体罰を受けたことをでっち上げて父親に申告したとしても、その「申告を契機として、父親が本件暴行について被告人ないし学校に対し苦情を述べる可能性があるところ、そうなれば、申告が虚偽であることが明らかになり、父親や被告人から厳しい非難を受けるおそれが高いことは容易に想像がつくはずであるから、Cがそのような行動をとることに合理性はない。父親に被害申告をする時点で、Cが、後記のとおり本件暴行の大筋についてCと同様の供述をしているD先輩やF事務員に対する口裏合わせを終えていたと想定するのも現実的とはいえず、父親への被害申告後に口裏合わせを行えばよいと考えていたとみるにも無理がある。したがって、父親の供述及び被害写真は、C供述を強く裏付けるものといえる。」と判断しており、妥当であろう。

むしろ逆に、これだけの事実が存在しながら、裁判所が「撮影された傷とS教諭が行ったとする暴行との間の因果関係を認めることはできない」としたとすれば、体罰事案を刑事事件として立件することは、わが国では事実上不可能とさえ言い得るであろう。

そもそも学校の部活動は、利害関係のある人間のみが集まる場であり、学校外の、例えば通学路や駅前などの不特定多数の人間が往来する場とは異なっている。そのため、暴行に関する目撃証言を集めようとしても、なかなか捜査に協力しようとする人物は現れな

いのである。他の教職員は、同僚で同志でもある他の教員の立場を危うくするような証言は、差し控えざるを得ない。また管理職の立場からすれば、「お願いしてボランティアで部活動の顧問をやってもらっているのに、その活動によって若い先生の将来を奪うことはしのびない」と考えるのが自然であり、他の教員たちに「〇〇先生に不利な証言は慎んでほしい」と、明に暗に伝えることになりがちである。部員たち生徒であっても、学校や教師に不利となる情報を外に提供することで、進学や就職などの際に不利益に扱われる可能性があると考えて消極的になってしまうことは、誠にやむを得まい。

筆者の経験でも、体罰事案を刑事事件として訴えようとしても、加害教師による頑強な否認と証拠の不足に加え、むしろ目撃していた生徒たちが体罰の存在を積極的に否定するため、立件の困難に直面することがきわめて多い。生徒が卒業し、卒業後の進路に定着するまで待ったとしても、その間に世話になった学校に対して恩義を感じたり、「部活動の思い出はいい思い出として残したい」などと考えて証言に二の足を踏むことになるということも、よくあることである。その時点で刑事での訴追を断念し、民事訴訟を提起しようとしても、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効は3年であり、証人の説得を続けているうちに経過していたということも少なくない。

また、傷害罪の刑事の公訴時効は10年であるが、数年が経過した段階で意を決して警察に被害届を出し、実況見分が行われたとしても、先述したトラウマ性の記憶を再現する必要があるため、記憶の混乱が多く、複数の出来事を混同したり、前後関係を失念したりと、正確に再現することが困難となってしまうことが多々ある。

対して、捜査を受けた加害教師側は、自らの証言を補強する証人を見つけることが容易であり、被害生徒が再現した事実の矛盾を指摘し、証言を突き崩すことが可能であるため、検察が起訴に持ち込むことは極めて困難となる。

そのため最近では生徒の側が、暴力の様子をスマートフォンなどで動画撮影したり、教師の暴言を録音するなどして証拠固めを行うということが頻繁に行われるようになってきている。とりわけ動画をTwitterやSNSで拡散させることで、メディアを巻き込み、学校側に対し否応なしに体罰問題に直面させることが増えてきているが、ネットの世界ではすぐに学校名や関係者の氏名、

個人情報などが暴かれることになり、いわゆる「デジタルタトゥー」（ネット上で個人情報や不本意な情報等が拡散し、永遠に消えないこと）によって、関係者は大打撃を受けることになるため、体罰への対抗策としてはリスクが高すぎると言わざるを得まい。

なお冒頭で述べた、顧問が傷害罪で略式起訴され、罰金50万円の略式命令を受けたとする事例は、恐らく加害者である顧問が暴行及び傷害を認めたことで起訴が容易であったことに加え、暴行と受傷との因果関係が争われていないために略式起訴とされたものと思われる。同様の事情によって略式起訴とされた事例については、別稿⁷⁾で詳しく解説と批判を行っているので参考にされたい。

《判例2》

私立K高校サッカー部暴行 (損害賠償請求)事件⁸⁾

本例は上級生から下級生に対する、いわゆる「ヤキ入れ」の事案である。生徒同士の暴力事案であっても、学校管理下で起きた以上は、学校側の責任(安全配慮義務)が問題とされることになる。学校及び教師は、在学契約に基づき、児童生徒らの生命および心身の安全を確保し、予測できる事件事故を防ぐ義務を負わなければならないからである。

【事案の概要】

スポーツ推薦で入学し、当時1年生であった甲は、平成25年5月7日頃、サッカー部の練習が終わり、着替えをした後である午後1時か2時頃、先輩部員から呼び出されて部室前に行くと、6名の2年生部員らが集まっていた非常階段踊り場まで連れて行かれ、2年生のBから命じられて正座した。そこで甲は、2年生のAから「先輩の悪口を言っただろ」などと言われ、顔面を右足で振り抜くように蹴られた上、髪をつかんで立たされ、胸を左右の膝で複数回蹴られ、更に胸倉をつかんで顔面を左右の手で複数回平手打ちするなどされた。次いでBからも、「俺の悪口を言っただろう」などと言われて顔面を左右の手で複数回平手打ちされ、右足で腕を蹴られ、胸を前蹴りするなどされた。甲は、2年生部員らからこのことを口外したり学校を休むことを禁じられたため、それ以降も部活動に参加し続けていた。

甲は、同年6月19日、3日前からの右耳の難聴を訴

えて近医である耳鼻咽喉科を受診し、医師からストレスが原因と言われ、右急性感音性難聴との診断を受けた。さらに同年10月17日、総合医療センターの耳鼻咽喉科・頭頸部外科を受診し、医師から右急性感音性難聴との診断を受け、「平成25年6月19日受傷後の右急性感音性難聴。近医で加療後、同年10月17日当科初診。当科初診時の聴力検査において右軽度感音性難聴を認めるが、症状は固定しており、治療による改善は困難である。」と記載された診断書の交付を受けた。

なお、同医師は、平成26年5月14日、加害生徒らを被疑者とする暴行被疑事件の捜査を担当する警察官に対し、「初診日が平成25年6月19日であったため、上記診断と本件暴行との関連性があるとは言い切れない」と説明した。

高校は、平成25年7月17日、本件暴行を理由にAとBを無期停学処分（ただし1ヶ月余りで解除）とし、サッカー部では平成25年7月22日付けで「今後のサッカー部の改善方針」及び「今後のチーム管理計画（人間関係の改善）」と題する各書面を作成した。

甲は、平成25年8月中にはサッカー部の退部を考え、退部する以上は本件高校を退学せざるを得ないと考えて、同年9月以降は登校せず、平成26年2月に都立高校を受験し、同年4月に同高校に入学した。

【判 決】

私立学校の設置者は、在学契約及び教育基本法等の法令に基づき、学校における教育活動及びこれと密接な関係にある生活関係について、生徒による加害行為から他の生徒を保護すべき安全配慮義務を負っており、同義務の履行補助者かつ被用者である私立学校の教職員が同義務を怠ったときは、当該学校設置者は、在学契約に基づく付随義務としての安全配慮義務違反による債務不履行責任を負い、又は、使用者責任による不法行為責任を負う。

本件サッカー部においては、平成25年4月から同年6月までの間、複数名の上級生部員が下級生部員を呼び出して暴行する事件が本件を含めて5件あったこと、複数の上級生部員が下級生部員を呼び出して口頭で注意をし、場合によっては暴力を振るうことを、当時の部員らが「ピン集」と呼称していたこと、Aも自身が1、2年生であったときに「ピン集」で上級生部員から暴力を振るわれたことがあること、1年生部員に対する「ピン集」をやらなければ、自分たちが3年生部員から暴力を受けるなどと2年生部員が考えていたことが

認められることから、本件当時サッカー部では上級生部員の下級生部員に対する暴行が常態化していたものと評価せざるを得ない。加えて、同サッカー部においては、平成17年にも複数の上級生部員による下級生部員に対する暴力傷害事件が発生し、被告の教職員であるサッカー部の指導者らもその事実を把握して一定の対策を練っていたというのであり、本件暴行直後にも、本件暴行の加害生徒であるAがサッカー部の下級生部員に暴力を振るって停学処分を受けたことがあったというのであるから、被告の教職員は、本件暴行当時、サッカー部内で上級生部員による下級生部員に対する暴力行為が行われることを認識し、若しくは容易に認識し得たと認められ、かつ、サッカー部での暴力行為の有無について部員に対する聴取り調査を定期的に実施するなどして、上級生部員による下級生部員に対する暴力行為の実態を具体的に把握し、暴力行為を禁止する指導を徹底するなどしてこれを防止するための適切な措置を執るべき注意義務を負っていたものというべきである。

そこで、被告の教職員が上記注意義務を尽くしていたかどうかについて検討すると、前記認定事実及び当時のH監督の証言によれば、サッカー部においては、平成17年に3年生部員4名が、2年生部員4名に対し、部室内で顔や腹を殴る、蹴る等の暴行をし、けがをさせた事件を契機として「K高等学校サッカー部の今後の改善方針」と題する書面が作成され、サッカー部内の暴力行為を抑止するための対策として、①更衣場所の選定及び予算上の設備費等に調整が必要なために時間がかかるが、学年ごとの更衣場所を指定すること、②練習又は自主練習が終了するまで監督及びコーチが常駐すること、③監督のメールアドレスを部員及び保護者に公開すること、及び、④学年間の融和を図り、相手の立場を尊重する教育を徹底することが記載されていた。しかしながら実際には、同指針に沿って、監督の連絡先（Eメールアドレス）を部員及び保護者に公開するなどの対策は実施していたものの、学年ごとに更衣場所を指定することは実現されなかった上、本件暴行があった平成25年5月までの間、部員間の暴力行為の有無につき調査はなされておらず、被告の教職員は前記注意義務を尽くしていなかったというべきである。

したがって、被告の教職員が安全配慮義務（損害発生防止義務）を怠ったと認められ、被告は、原告甲が加害生徒らから本件暴行を受けたことにつき、在学契

約に基づく付随義務としての安全配慮義務違反による債務不履行責任を負い、又は、使用者責任による不法行為責任を負う。(同債務不履行又は不法行為によって生じた損害金額として30万円を認定)。

【解 説】

(1) 上級生から下級生への理不尽な「ルール」

K高校サッカー部は2018年に全国高等学校サッカー選手権大会に出場した名門であり、多くの部員を有している。部活動の強豪校では、しばしば勝利至上主義による指導者の体罰やパワハラ指導が問題となるが、上級生から下級生に対して行われる暴力・パワハラなどの温床にもなっている。上級生から下級生への暴力は、指導者らに隠れて行われていることが多く、厳しい箱口令が敷かれ、部員間での相互監視が行われるため、指導者からのものと同様か、場合によってはそれ以上に発覚しにくいものである。しかしながら判決も指摘しているように、本件サッカー部では過去にも暴行問題が発覚していたのであるから、以降は部員に対する聴き取り調査を定期的実施するなどして、こうした悪しき慣行が本当になくなったのかについて調査・確認を行うべきであった。

体育会系の部活動では、しばしば「先輩や顧問の言うことはほぼ絶対」という年功序列による上下関係が設定されている。これは、部内の秩序を作り出すためには有効であり、上級生は下級生に対して責任を持つことになり、下級生は上級生に対する挨拶や言葉づかい、態度などを学ぶことで、社会的スキル獲得の訓練になるという一面もある。こうした厳しい上下関係に基づく暴力の伝統は、高度成長期における生徒・児童数の増加に伴い、一部の運動部に多くの学生・生徒が殺到した結果、新入生に理不尽な仕打ちやルール設定を行うことで、下級生や補欠部員を淘汰し、適正な人数に減らすための方策から生まれたとの指摘もある⁹⁾。そして少子化の進んだ現代においても、所属部員の膨れ上がった一部の強豪校や有名チームなどでは、こうした運動部活動の「悪しき伝統」が残り続けているのである¹⁰⁾。

当然、こうした「悪しき伝統」は、学校側がそれを把握した時点で、被害を受けた生徒を十分にケアするとともに、速やかに事実関係を徹底的に調査し、再発防止策を策定する必要がある。それには当然、そうした行為を主導した生徒の退部措置などの厳しい制裁が含まれよう。

とりわけ部活動単位で生徒が寮生活をしている場合、部の公式のものではなく、生徒間だけで秘密裏に「部則」のようなものが作られることがあり、学校側がそれを把握して指導したとしても、なおも秘密裏に運用されているような場合も少なくない。これは、「やられっぱなし」の立場となる新上級生が、「やられたことをやり返す」というはけ口を手放せないためであり、学校側は、こうした新上級生の立場にある生徒たちを中心として研修や話し合い、面談の機会を十分に設けて言い分を聴き取った上で、「こうした伝統は有害であって、競技力向上や部員の定着、モラルや人間性・社会性の向上などにはマイナスでしかない」ということを諄々と説き、心から納得させることが必要となる。

(2) ストレスと突発性難聴

なお判決では、本件暴行事件と突発性難聴発症までの時間経過等から、両者の因果関係が認定されなかったが、医学的には、肉体的・精神的ストレスは突発性難聴を引き起こし得ることが知られている。その医学的機序としては不明な部分もあるが、ストレスを感じると交感神経が活発化して血管が収縮し、耳の奥の聴力と平衡を司る内耳(蝸牛)が血流不足になり、酸素の供給が滞るためだとされている。また、ストレスによって内耳障害を引き起こしうるウイルスが再活性する可能性も指摘されている。

平成30年中に出された別の判決で、当時13歳9か月の女子中学生が授業中、粗暴傾向のある男子生徒から突発的に暴力を受けたこと、その他の通学上のストレスによって解離性障害やうつ状態等の非器質性精神障害に罹患し、併せて心因性難聴の症状を発症したとして、男子生徒の両親らに対する損害賠償責任を認めた事例も存在している¹¹⁾。

他方、本件K高校事件において判決は、総合医療センターにおいて甲を診察した医師が警察官に対し、原告甲の診察結果について「鼓膜に異常はなく、耳の外傷は見られず、右急性感音性難聴と診断したが、その原因は医学的にはっきりとは分かっておらず、ストレスが原因か暴行が原因か、サッカーのヘディング等が原因か、はっきりしたことは言えず、本件暴行との関連性があるとは言い切れない」と供述したことを重視して、相当因果関係を認めていない。

しかしながら、暴行から難聴の症状の発症までに40日余りが経過してはいるものの、甲はBらから「明日学校を休んだり、誰かに言うようなことするな。」と言

われたために、やむなく従来通り部活動に参加し続けていたというのである。スポーツ推薦で入学した甲としては部活動を辞めることと学校を辞めることが同義であったこと、仲間であるはずの同級生部員から「先輩たちの悪口を言うのはやめろ」と非難され、部活動内で孤立状態になったことなどからすれば、本件暴行以降も日々過度のストレスにさらされ続けていたのであって、暴行後40日で発症したというよりは、40日間のストレスの蓄積によって発症したと判断できよう。当然、そうなれば暴行と難聴の結果との間には因果関係が認められることになるであろう。

(3) 生徒間暴力と学校の責任

判決は、学校側には「上級生部員による下級生部員に対する暴力行為の実態を具体的に把握し、暴力行為を禁止する指導を徹底するなどしてこれを防止するための適切な措置を執るべき注意義務」が存在していたものと認定した。そして同判決は、学校側が、上級生から下級生に対する暴行・傷害事件が発覚した平成17年の時点で、①更衣場所の選定及び予算上の設備費等に調整が必要なために時間がかかるが、学年ごとの更衣場所を指定すること、②練習又は自主練習が終了するまで監督及びコーチが常駐すること、③監督のメールアドレスを部員及び保護者に公開すること、及び、④学年間の融和を図り、相手の立場を尊重する教育を徹底すること、などの対策を講じることを部員たちに約束していたという事実を指摘した。その上で学校側は、結局8年が経過した平成25年の時点でも上記の③しか行われていなかったため、暴力防止のための適切な措置をとるための注意義務に違反しており、その結果として発生した本件暴行事件による甲の被害につき、学校側に損害賠償責任があると判断したものである。

こうした判断から分かるのは、教員らの目の届かない場所で行われた生徒間の暴力であっても、学校側が「暴力の起き得るような環境を放置し、具体的な改善策を講じなかった」という不作為と「暴力行為の実態を把握するよう努めなかった」不作為とが存在する場合には、学校側の責任が認められるということである。

部活動で暴力などの不祥事が起き、事態が明るみに出ると、学校側はそれらしい「再発防止策」を列挙して公表する。しかし、そもそも「再発防止策」が実効性を持つためには、当該不祥事につき、「何が起きたのか」という事実が調査し尽くされた上で、「なぜ起きたのか」ということが解明されることが大前提となる。

つまり、「なぜ起きたのか」が明らかにされることではじめて、「どうすれば起きないか(=再発防止策)」が明らかとなるはずなのである。したがって、「再発防止策」を策定した時点で学校は「こうすれば起きない」という方策を知っていたということになり、そのため、その方策を講じることは、在校生の安全な学校生活を守る上での義務となるのである。

具体性を欠く「再発防止策」を列挙し、事故直後には着手したかにみせて、ほとぼりが冷めるとそのような義務を忘れ去るという学校運営が少なからず見受けられるが、本判決は、事故発生から数年が経過してもなお、そうした義務が学校側に残り続けるということを明確に示したものとえよう。

《判例3》

暴行・暴言・器物損壊退学処分 (損害賠償請求)事件¹²⁾

今年1月、東京都立町田総合高校で50代の教師による対生徒暴力の様子が録画された動画がネット上に流出し、これがワイドショーなどで大きく取り上げられ、物議を醸した。その概要としては、①教師が学校の廊下で生徒を殴り倒す動画がネット上に拡散した、②学校長が謝罪会見を開き、「生徒に非があるような内容ではありません」と発言した¹³⁾、③その後、暴行の前に生徒が教師に対し執拗に暴言を吐いて挑発し、録画している生徒の「炎上させようぜ」との発言までが収められた「編集前の」動画が流出した、④世論は一気に教員を擁護し生徒を糾弾するものとなった、というものである。この事件では、「教師による対生徒暴力は理由のいかんを問わず即懲戒処分」という社会情勢を生徒側が知悉していて、暴力の誘発によって陥れようとした事案だとの見方で収束した¹⁴⁾。

そのためマスメディアは、教師を「はめた」生徒はもとより、真相究明を放棄し、ただ「学校側の落ち度」として謝罪することで、いち早く事態を収拾しようとした学校長の態度をも糾弾したのである。このように、近年の学校現場では、いかなる場合でも「生徒ファースト」とすることに意識が向くあまり、教員の人権や生命の危険に対する対応が二の次になってしまうことが往々にして起きている。

本件は、粗暴傾向のある生徒が母親を巻き込んで学校側に悪質なクレームを付け、学校側も毅然とした対応を取らなかったために事態が泥沼化した事例であ

り、都立町田総合高校の例と併せて、近時の学校危機管理を考える上で参考となる事案であると思われる。

【事案の概要】

県立Y高校の1年生であった乙は、平成25年7月8日の柔道部の練習中に、手が3年生のN部長の顔に当たったことを発端としてトラブルとなり、それ以降、大会には出場するも、部活動には参加しなくなった。乙の母は、上記トラブルの申告に加え、乙がF顧問より体罰を受けたと学校側に対して主張した。校長は直ちに教員らの聴き取り調査を実施したが、周辺で目撃していた教員たちの証言等から体罰とは評価できないと判断した。そして同年9月6日、学校は乙とN部長が互いに謝罪する機会を設けた。

乙が2年生となった平成26年4月、乙がF顧問に対して柔道部への復帰の希望を申し出たため、F顧問は、柔道部員に対して乙の復帰に関するアンケートを実施した。その結果、乙に戻ってほしくないという回答が多数であったため、F顧問は、同年5月1日、教頭及びK教員の立会いのもと、乙に対してS学院の柔道部の練習に参加することを提案し、乙はこれを受け容れた。

同年6月6日、乙は、他の生徒とともに、コンドームの中に整髪用ジェルを入れて、女子トイレに投げ込むという問題行動を起こしたため、Y高校は、同月13日の職員会議で乙への特別な指導の実施を決定した。

同年6月10日、乙の保護者は、県教育委員会に対し、昨年度から柔道部内のトラブルにより乙が部活動に参加できていないと訴え、その対応を求めた。なお乙は、F顧問及びG顧問に対し不信があるため改善するよう強く求めていたことから、Y高校は、柔道部の練習をF顧問及びG顧問の班とH顧問の班に分けて行うこととし、同年8月下旬頃以降、乙はH顧問の班で練習に参加するようになった。

乙は、同年10月7日の朝のホームルームの際にP教員から携帯電話につき注意されたことで「きもい」などと発言した。その日の放課後、乙とその母親は、P教員に対し、服装等は厳しく指導するが柔道部関係のことは全く対応してくれなかったと不満を述べて土下座での謝罪を強く求めたため、P教員は土下座をして謝罪した。

校長は、同年10月17日、Y高校の教員（G顧問、F顧問、Q教頭、J教頭、K教員、P教員）、乙及び母親とその従兄弟の男性、スクールソーシャルワーカーなどで話し合いの機会を設けた。その際に校長は学校側の

対応について詫びるとともに、学校側の考えを伝えたところ、乙の母親は、乙が悪者扱いされているような状況になっていることから、それを払拭するような措置（柔道部員及び保護者に対する説明と福島県の柔道関係者に対する説明）を講じてほしい旨の要望をした。そこで、F顧問、G顧問及びQ教頭は、他の学校の柔道部の顧問に対し、Y高校の柔道部におけるトラブルの経緯等を説明した。

校長は、乙の母に対し、他の学校の柔道部の顧問に対する説明を行ったことを報告したが、F顧問に対する不満が大きかったため、同年12月16日に母親とF顧問、J教員及びK教員による話し合いの機会を設けた。その際乙の母は、F顧問に対して教員をやめることや転勤することなどを要求した。さらにF顧問は乙からの求めにより、同月19日、乙に土下座をして謝罪した。

平成27年1月頃、H顧問が家庭の事情で柔道部の顧問を継続することが困難となったことから、柔道部を一時活動停止にすることが決定された。そこで、同月30日の昼休み時間に柔道部員に対する説明会を開催し、J教頭からその旨が説明された。

乙はこの説明会の終了後、生徒指導室のドアを蹴って退室し、廊下に置いてあったカラーコーンを蹴り飛ばして破損させた。そこでK教員は教育的指導等を行う必要があると考え、乙を追いかけていき、教室にいた乙を呼び出したところ、乙が教室を出て帰宅しようとしたため、乙の両肩を後ろから両腕でつかみ抱えるようにして引き留めた（本件「有形力の行使」）。

その後K教員は乙から手を放し、並んで歩きながら生徒指導室に移動していたところ、乙は、廊下にいたG顧問に「ふざけんな」などと大声で怒鳴り、さらに別のカラーコーンを破損させた。そして乙は、生徒指導室に移動した後、「俺の人生を返せ。裏切りやがって。」などと言いながら机や椅子をひっくり返したり、温風器のカバーを取り外すなどして暴れ、さらにK教員の首を両手で絞めつけた上で、灯油に火をつけるためのライターはないかと発言したり、窓に貼られていたポスターを破ったりなどした。そのためY高校は2月3日に職員会議を開催し、乙に対して転学を促す進路変更の指導を決定し、校長はその翌日、乙及び母に対してその旨を申し渡した。

その後、乙の母から転入学のために2年次の単位を認定してもらいたいとの申出があり、職員会議において、特別課題の提出により単位を認定することを決定した。しかしながら、乙が提出した特別課題のうちの

3科目(家庭総合、英語表現<1>、現代文)は母が代筆したものであったため、校長は、特別な配慮を軽んじているものとして、上記3科目の単位を認定しないことを決定した。

乙及び母は、同年3月5日にS学院の通信制を希望したため、校長は翌日電話で、さらに同月9日に直接訪問して、S学院の校長に対して乙の転学希望を伝えた上で、Q教頭が、同月11日、S学院に転学照会を行った。しかしS学院は、同月18日、乙の受入れができない旨の書面での回答を行ったため、校長は同日、乙に対し、S学院から転学が断られた旨を伝えた。

乙と母は、校長がS学院に説明した際の内容に原因があるなどと主張して、他の学校への転学を頑なに拒絶していたことから、同年3月31日、学校側は乙を懲戒処分としての退学とすることを決定(本件退学処分)した。

そのため、乙は、教員から有形力の行使を受けたこと及び退学処分を受けたことが違法であると主張し、県に対して国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料500万円と有形力の行使による傷害の治療費及び診断書取得料の支払を求めた。

【判 決】

(1) 争点1(退学処分)について

乙は、2回の特別な指導を受けていたにもかかわらず、平成27年1月30日、カラーコーンなどの器物損壊行為をした上で、K教員に対する暴言及び暴行を行ったことが認められるところ、L校長は、上記乙の言動が、学則の定める「問題行動」等に該当するものと判断し、乙に対し、懲戒処分として本件退学処分をしたものである。そしてこの処分の際には、進路変更の申渡し後に、乙の母親の申出に応じて、単位認定の特別課題により特別な配慮をしている。

本件退学処分の根拠事実は、乙が、故意の器物損壊行為や教員に対して暴言を述べるのみならず、教員の首を絞めるという暴行行為にまで及んでいることからすれば、乙の言動は極めて悪質なものであったといえる。この点乙は、従前の学校側の不適切な対応に触発されたものであると主張するが、Y高校としては、乙及びその保護者からの要望にできる限り対応しようとしており、乙の上記言動の悪質性を減ずるまでの事情があったとはいえない。

乙は、本件以前にも特別な指導を2回受けていたことからすれば、乙の指導においては、乙の家族の理解

及び協力が不可欠な状況であったといえる。それにもかかわらず、乙及びその母親が、顧問を辞めさせることを求めるなど実現が困難な要望を続けるとともに、教員に土下座を強く求めるなどしていたこと等、乙及びその保護者が学校の指導につき全く理解や協力をしていなかったと評価されてもやむを得ない状況であったといえる。さらに、進路変更の指導を行った後の事情ではあるが、乙の2年次の単位認定のための特別課題に対して乙の母が代筆をするなどし、また、S学院への転学が拒否された後の拒否的な態度からしても、Y高校において、乙に改善の見込みはないと判断したことが不合理であるとはいえない。

(2) 争点2(本件有形力の行使の違法性)について

1) 教員による生徒に対する有形力の行使は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が生徒に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱する場合には、学校教育法11条ただし書にいう「体罰」に該当するものと解するのが相当であり、国賠法上の違法があると認められる。

2) これを本件についてみるに、K教員は、乙が、柔道部員に対する説明会後に、生徒指導室を出て教室に戻る途中で廊下に置いてあったカラーコーンを蹴り飛ばして破損させたことから、乙の器物損壊行為に対する教育的指導を行う必要があると考え、乙を追いかけていき教室にいた乙を呼び出したところ、乙が教室を出て帰宅しようとしたため、K教員は、乙の両肩を後ろから両腕でつかみ抱えるようにして乙を引き留めたものと認められる。そして、上記のような経緯に加え、K教員がすぐに乙から手を放したことを併せ考えれば、K教員は、器物損壊行為に対する教育的指導と他者危害の防止のために乙を引き留めたものであり、その目的は教育的観点からして合理性を有するものであるといえる。

この点、乙は、K教員が後ろから左袈裟懸けのような形で抱きついてきたと供述するが、上記認定のとおり、K教員が教育的指導と他者危害禁止の目的で行ったものといえることに加え、乙が柔道部に所属し、体格も良いことに照らすと、仮に乙から見て袈裟懸けのような形になったとしても、それをもって不当な態様であったとはいえない。また、乙は、約2週間の加療を要する頸部挫傷を負った旨の診断を受けているが、乙が従前から頸椎を痛めていたことがうかがわれることからすれば、上記診断をもってK教員の本件有形力

の行使が不当に強い力でなされたものと認めることはできない。

3) 以上によれば、K教員の乙に対する本件有形力の行使は、教育的観点から合理性が認められるものであり、その目的、態様、継続時間等によれば、教育的指導の範囲を逸脱するものとはいえず、体罰に該当するものと認めることはできない。したがって、本件有形力の行使が違法性を有するものとはいえない。

【解 説】

上で示した事案の概要は、本件判決で認定された通りであり、ここでは一応、その認定事実を実際にあった出来事と仮定して、以下で解説する。

(1) 対教師暴力

本件のような対教師暴力のある事案にあっては、警察に通告することも検討すべきであろう。なお、少年に非行が認められる場合、その要保護性の有無が問われることになる。ここでの「要保護性」とは、①少年の性格や環境に照らして、将来再び非行に陥る危険性があること、②保護処分による矯正教育を施すことによって再非行の危険性を除去できる可能性があること、③少年の保護の相当性が認められること、などの事情が存在するというを表す。誤った行動をとる少年には、その少年が必要としている保護(処分)を与えるべきだとする少年法の考え方によるものである。

よく「学校への警察介入は望ましくない。問題生徒を警察権力に委ねるのではなく、学校が指導を行うことによって立ち直らせるべきだ」との考えが表明されることがある。しかし本件生徒には、問題行動を理由として学校側から何度も「特別な指導」が発動されており、それでも態度を改めることなく、むしろ母親と一緒に学校側を攻撃したことが原因で、学校との間の抜き差しならない葛藤状態を生み出したものである。非行に陥った少年にとって学校は、更生のための重要な社会的資源であるが、当該少年は不合理な理由によって適応を拒み続けているのであって、自ら更生の可能性を著しく低めているものといえる。また上記の経緯から、家庭も生徒の更生にとって適切な環境とは到底言えず、本件生徒には要保護性が認められるものと判断されよう。

そして、警察や児童相談所などの関係機関への通告は、「生徒を外部の機関に引き渡す」ということではな

く、生徒の健全な成長のために、複数機関が連携しながら関わりを持ってゆくということに他ならないものとするべきである。

(2) 教師への土下座の要求

乙及びその母親は、携帯電話について注意したP教員に対して土下座での謝罪を強要している。

最近、役所や店舗で、職員等の態度が悪いなどとして土下座を強要する、いわゆる「モンスタークレマー」が逮捕されるという報道が相次いでいる。これは、土下座の強要が刑法223条に規定されている強要罪に該当すると判断されたためである。強要罪の構成要件は、「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者」である。この場合、「脅迫又は暴行」が行われることが要件となっており、単に「土下座して謝って欲しい」と告げられただけでは強要罪は成立しない。

しかしながら仮に犯罪にあたらなくても、土下座を求めるということ自体行き過ぎた行為であり、ましてや判決文を読む限りでは、P教員の側に生徒に対し土下座するほどの落ち度があったとは認められない。保護者が、教員に土下座をさせて得られるものは実質的にはほとんどなく、ただ教員の側に屈辱感を与えるのみであろう。

そもそも教師は基本的な「教師権威」を持ち、生徒との間に専門的な教育・指導関係を結ぶことによって、生徒に対する統制的行動を行うことができるものであると思われる¹⁵⁾。ここでの「権威」は権限や職権など、立場に伴う一定の強制力を有する「authority」であり、権力「power」とは明確に異なる。宗内¹⁶⁾は、権力を「地位や役割、警察力や軍力などの外的・物理的な力に頼って強制的に従わせる」ものとし、対する権威を「学識や人格、道徳や伝統などの内的・精神的な力に頼って自発的に従わせる」(強調付・原文)ものとした上で、「教師の指導力の源が権力ならざる権威でなくてはならないことは言うまでもありません」とする。「学校」は、一定の教育目的に従い、教師が児童・生徒・学生に計画的・組織的に教育を施す場所であり、その目的を達成するために集団あるいは個別の生徒に対して指導を行い、必要な時には懲戒することが認められている(学校教育法11条、学校教育法施行規則26条)。

現在、学校と生徒(保護者)とは対等な当事者としての契約関係にあるとする立場が強調される向きもあ

るものの、1人の教科担当教師が多くの生徒を指導するという学校の伝統的スタイルを残す以上は、「個の自由」よりも「集団の規律」が優先する場面は自ずと多くならざるを得ない。そうした場合に教師が統制力を持ち得るためには、教師が生徒からその職能に応じた権威を認められる必要があるのであって、土下座の強要はこうした教師権威を暴力的に奪う行為であるといえよう。しかし、こうした事態は乙側と学校との溝を深める効果しか持たず、未成年者である乙の人格形成にとって好ましい影響を与えるものではないことから、「できないものはできない」と毅然と対応する必要があったのではなかろうか。

(3) 部活動顧問とのトラブル

乙及び乙の母は、F顧問に対して不信感を露わにしている。判決文からは、F顧問らと乙との間でどのようなトラブルがあったのかは明らかではないが、3年生のN部長との間でトラブルがあった際のF顧問の対応が、乙らの意に沿わないものであったことがうかがえる。乙は中学時代から柔道の有力選手として知られていたということであるから、高校の柔道部での活動に期待していたであろうし、そのため柔道部に行きづらくなったということは、高校生活に失望する決定的な出来事となったであろう。これは、平成27年1月30日に柔道部の一時活動休止を告げた説明会の後に乙が粗暴行為に及び、「俺の人生を返せ。裏切りやがって。」などと発言したことからも見て取れる。

乙側は「争点1 本件退学処分等の違法性の有無」において、「乙の器物損壊行為等は、柔道部の顧問や先輩からいじめに遭い、柔道部への参加が困難な状況になっており、それを本人や保護者が再三にわたり相談していたにもかかわらず、学校側の怠慢により放置され続けてきたという従前の学校側の不適切な対応に触発されて行われたものである」と主張している。確かに、2年生となった乙が平成26年4月に柔道部への復帰を希望した際、F顧問が柔道部員に対して乙の復帰に関するアンケートを実施し、部員の多数が「戻って欲しくない」と回答したという経緯だけを取り出しても、むしろF顧問が部員ぐるみで乙をいじめている（孤立させている）と解釈することも可能である。こうした場合にF顧問が「部員全員の意向をうかがう」という対応を取ったことは適切な対応であったのか、疑問の余地があろう。すなわち、乙が部活動に参加しなくなったのは3年生の部長との間のトラブルが発端であるこ

とから、当該部長が引退・卒業したことを機に部への復帰を希望することは必然であろうし、そうした希望が告げられた場合に、F顧問は乙が練習に参加しなくなった経緯や復帰を希望した際に示した態度、当時の部の状況を顧問の責任において総合考慮し、「顧問としての責任において」その可否を判断すべきであったと思われる。F顧問の判断が「乙の復帰を認める」方向にあるのであれば、F顧問は部員たちの十分な納得を得るよう努め、乙が気持ちよく部活動に参加できる環境を整えるべきであるし、判断が「復帰を認めない」方向にあるのであれば、当然乙に対してその理由を丁寧に説明し、乙の言い分も十分に聞きながら、納得を得るまで話し合うべきではなかったであろうか。もしF顧問がこうしたきめ細やかな対応を行っていたとすれば、乙らにおいて、ここまでの不信感は生じなかった可能性もあろう。恐らく乙においては「F顧問から自分だけが排除され、好きな柔道をやることができない」という理不尽な思いを抱き続けていたものと思われる。

なお、乙らは高校に対しこうした状況に対する改善を強く求めた結果、平成26年8月以降、乙はH顧問の下で練習に参加することができるようになっていたものの、F顧問及びG顧問に対する不満はまったく解消されていなかったようである。

そもそも運動部活動の目的は、生徒のスポーツ活動と人間形成とともに「生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼感をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるもの」¹⁷⁾だとされており、生徒・保護者と教師との好ましい人間関係の構築¹⁸⁾はその重要な要素となるものである。したがって、柔道部の顧問らは乙らと十分な対話を行い、乙との信頼関係の構築・回復のためにできないかを可能な限り模索する姿勢を見せるべきでなかったろうか。学校にクレームを持ち込む親は、学校にとっては脅威となる存在になるかもしれないが、そこには親なりの事情や合理的な正当性が存在している場合も少なくない¹⁹⁾。何でも生徒や保護者のいいなりにすべきではもちろんないが、そもそも教師と生徒・保護者との間の専門的関係性と信頼関係が構築されていたなら、このような事態には陥っていないはずであり、本件のような抜き差しならない関係性に陥った「そもそもの発端は何であるか」を、ふり返ってみる必要があったものといえよう。

学校側は、乙や保護者からの強い要求に押し切られ

る形で、なし崩しにその希望をかなえるという対応をとっているものであるが、このように関係性がこじれてしまった以上、いいなりの対応をしたとしても、信頼関係の回復はきわめて困難である。

ただし、乙の母がF顧問に対し辞職や転勤を迫り、土下座を求めることは「義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害」する、極めて悪質な行為であると評価できよう。こうした理不尽な要求に対しては、管理職がはっきりと「それはできかねます」と伝える必要があったものと思われる。必要があれば、学校の懲戒規定や自治体が定める「教職員の懲戒処分の指針」を示し、保護者が言い立てる教員の非違行為が当該基準に該当していないことを告げるべきである。

(4) 教師による有形力の行使

乙は、K教員が後ろから左袈裟懸けのような形で抱きついてきたと供述しており、その根拠として、約2週間の加療を要する頸部挫傷を負った旨の診断内容を挙げている。これに対し判決は、当該診断はK教員の暴力を原因とするものではなく、「乙が従前から頸椎を痛めていた」ためであると取れる認定をしているが、「頸部挫傷」とは頸部の「擦り傷」であり、頸椎を痛めていた(診断としては、「頸椎捻挫」が疑われる)とする内容とは相容れないものである。したがって、「上記診断をもってK教員の本件有形力の行使が不当に強い力でなされたものと認めることはできない。」とする認定は、的外れであるように思われる。

ただし、乙が言うように「左袈裟懸けのような形で抱きついた」という行為態様によって乙の頸部に「擦り傷」ができたとしても、乙がK教諭の制止に対して必要以上に暴れて振り切った際に生じたものであったなら、その診断をもって有形力の違法性が認定されるようなものではなかろう(ただし、治癒に2週間も要する「擦り傷」というのは、かなりの重傷であるとみることではある)。

平成25年3月13日文科省「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(24文科初第1269号)には、「児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。…これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。」とき

れており、「教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使」の具体例としては、別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」に、「児童の背後に回り、体をきつく押さえる。」「生徒の腕を手で引っ張って移動させる。」「肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。」などの各行為が挙げられている。これらの例示には、その「強度(不当に強い力か否か)」については明らかではないものの、本件で乙は高校生で体格のよい柔道の有力選手であり、かかる生徒に対する制止行為として、「袈裟懸けで押さえつける」が違法な有形力の行使とは評価され難いであろう。

むしろこれまで、乙とその母が教員に対するクレームを訴え、度々学校側に話し合いや土下座を含む謝罪などを要求してきていたという事情からすれば、K教員があえてクレームの原因となるような体罰を行使するとは考え難いともいえよう。ただし、乙によって器物損壊や暴力を含む挑発行為があり、それに対して教師が「かっとなって」「我を忘れて」有形力を行使するようなこともあったかもしれない。

先に挙げた東京都立町田総合高校では、生徒による執拗な挑発行為が存在しており、それに対して教師がまさに「かっとなって」「我を忘れて」、きわめて強度の殴打行為を行っており、これについては言い訳の立たない暴行であったと言わざるを得まい。そもそも「挑発」は、正当防衛や緊急避難とは異なり、違法性阻却事由とはならないものであって、教師は自らの立場を弁えて「挑発に乗るべきではない」。ただし、挑発行為によって教育活動を妨げ、他の生徒が授業を受ける権利を侵害するのであれば、体罰ではなく、学校としての指導が必要になってくることは当然であろう。

(5) 教師への挑発行為

前述したように、都立町田総合高校の事例では、生徒を殴った教師の言い分や背景事情を一切聴くことなく、問題発覚直後に学校長が会見を開いた上で「生徒に非はない」と全面的に生徒側をかばった姿勢に、非難が殺到した。しかし、こうした校長の対応は、現在の学校危機管理のあり方を象徴するものではなかろうか。すなわち、学校は教育機関であり、生徒を成長させる場所である以上、「どんなことがあっても生徒を守らなければならない」との姿勢を示すべきことが、学校長には求められているということである。ただし、当該校長は同じ会見の席上で、「暴力はだめだと教員

に指導してきた。生徒の心情を思うと申し訳ない」とも発言しているが、これは生徒側が執拗に暴力を誘発する行動をとったという事実に蓋をして看過しているにすぎない。「いかなる背景があろうと、暴力は許されない」とは誠にもっともなスローガンではあるが、生徒の問題行動に教育的に介入する責務を放棄したという点では誤っているものといえよう。

恐らくこのような事件は、全国至るところで起きているものと想像できる。暴力は論外であるが、そもそも生徒との信頼関係を構築できなかったという点では、「はめられる」教師にもある程度の落ち度がないとはいえない。しかしながら、生徒の側に到底看過できない非行事実が存在していることも、明らかである。すなわち、生徒は教師から殴られる直前、授業中であるにもかかわらず、あらゆる言葉を尽くして教師を廊下におびき寄せ、他の生徒が見ている前で「うるせえよ。ふざけんなコラ」「どう落とし前つけんの？あ？」「お前、こんだけ言われて俺がキレると思わねえのかよ。バカじゃねえの」「考えろよ。脳みそねえのかよ」「小さい脳みそでよく考えろよ」など、公然と教師を侮辱しており²⁰⁾、これは刑法231条の侮辱罪に該当する行為である。加えて、当該生徒によるかかる行為は、学校教育法35条二号（職員に心身の苦痛を与える行為）及び四号（授業その他の教育活動の実施を妨げる行為）に既定する「性行不良」に該当するものである。

高等学校の場合は義務教育ではないため、出席停止またはそれに類する処分については同法の規定する厳格な手続を必要とせず、各学校の基準に基づいて課されることになる。一般的に、高校の懲戒処分では訓告→停学→退学の順に重くなっており、本件のような事案（対教師暴言・授業妨害）では、まずは保護者の呼出しと訓告処分（学校長からの嚴重注意）で対応すべきであったものと思われる。

(6) 対教師暴力

町田総合高校のような生徒の挑発行為への対応は、基本的に、対教師暴力の場合と同様の手順で行うべきである。生徒による対教師暴力は中学生以上では減少傾向にあることが指摘されており、近年はむしろ小学校での増加が指摘されている。例えば横浜市は、「児童生徒の暴力行為には、自分の感情がコントロールできず、衝動的、突発的に暴力行為に至る、些細なことから、自尊心が傷つけられたと感じ、攻撃的になり暴力行為に発展する傾向が見られます。」として、その対

応策を詳細に示したマニュアルを公表している²¹⁾。ここでは、問題行動が出た際の「間合いを取る・あおらない・無理はしない」という超急性期の対応から、他機関連携を含む中・長期的な対応までが示されている。他方、奈良県のマニュアルでは、この超急性期の「間合いを取る・あおらない・無理はしない」に加えて、「複数の教員で対応」し、一人の教師で対応せざるを得ない場合であっても、「興奮状態を鎮静化する」ことを提唱している²²⁾。つまり、町田総合高校の生徒のように、授業中に生徒が教師を挑発して廊下におびき寄せ、廊下で暴言を浴びせ続けるという行為に対しては、周囲にいる生徒に「すぐに他の先生を呼んでくるよう」指示し、間合いをとりながら落ち着かせる行動をとるべきであったといえよう。

ただし、「興奮状態を鎮静化する」ということは、言うは易し行うは難しであろう。怒って非難してくる相手に対しては、いかに理不尽であると思っても、「そんなに怒らせて申し訳ない」「気分を害させたのなら、悪かった」「嫌な思いをさせて、ごめんな」など、相手の「怒っている」という「状態」に対して謝り、ゆっくり言い分をきくという姿勢を見せるのが有効である。一々生徒の吐き出す暴言に反応していると、どんどん頭に血が上ってくるのであって、「そんなに大きな声を出されたら、周りもびっくりするじゃないか。他の部屋に移動しよう」などと申し向け、落ち着いた対応をするよう心がけるべきである。

なお、本件Y高校の乙もK教員の首を両手で絞めつけるという暴行を行っており、判決文に示されるような数々の暴力的行動を行っているが、生徒指導室ではK教諭が一人で対応していたようである。このような不穏状態を呈している生徒に対しては、複数の教員で取り囲む『集団圧迫』²³⁾にならないよう留意すべきではあるものの、やはり管理職を含む複数の教員で対応すべきであったものと思われる。

(7) 補足

なお本考察は、判決文に記載された事実のみをベースに行わざるを得なかったため、関係当事者にとっては不名誉なものであるかもしれない。そもそも最初の段階で学校側が乙及びその保護者からの信頼を失うような対応を行っていなかったのかという点は、裁判でこそ争点にはならなかったかもしれないが、こうした学校内トラブルに対する考察を行う際には重要な情報である。学校側の対応が当初から敵対的なもので、乙

や保護者を早々に排除しようという姿勢が見て取れたのであれば、乙らにおいて学校の方針にことごとく反発するような態度をとるといっても、十分に起こり得るからである。

生徒指導においては、矯正教育と同様、教師の側が、生徒の人格否定はもとより、問題行動に対する非難や拒絶の姿勢で臨むべきではなく、問題行動を起こすに至った「否定的感情」を十分に吐き出させた上で、自分の内面と向き合わせる過程が必要とされる²⁴⁾。自省なくして生徒の自律的な行動変容を促すことや、問題解決能力を身につけさせることはできないということを理解すべきである。そして本件では、このような適切な生徒指導が行われ、生徒の問題性と保護者の不安に教師がしっかりと寄り添う姿勢がとられていたのであれば、ここまでのトラブルにはならなかったといえるかもしれない。

また逆に、こうした丁寧かつ適切な生徒指導を行っていたとしても生徒の問題行動がまったく改善されず、正常な学校運営に支障を来したり他害の恐れが存在し続けるような場合には、本件解説(1)で述べたように、学校での指導では乙の要保護性が解消される見込みはないとして、他機関への通告を考えることになるであろう。

このように、生徒の問題行動に対する教師の初期対応は、以降の関係性作りのみならず、生徒の真のニーズを理解するために非常に重要なものである。初期の段階での失敗がドミノ倒しのように生徒の不利益につながってゆき、やがて将来の可能性を狭めてしまうという可能性を十分に理解した上で、教師は生徒指導のあり方を十分に理解し、学び続けることが必要であるといえよう。

【結びに代えて】

文科省によれば、運動部活動は、「学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心を持つ同好の児童生徒が、教員等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツを行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している」¹⁷⁾ものとされている。しかしながら、こうした理念に反して運動部活動は、伝統や慣習、教員の働き方や適正な活動時間の問題、社会的なニーズや国の施策、学校の方針や与えられた環境での人間関係の維持など、個々が純粋にスポーツを愛好すること以外の多様な活動・内容

を含みうる。そのため、個人が当該部活動を続けるという選択をする以上は、その運動部活動に付随するあらゆる不合理も受け入れるという決意を含むものにならざるを得ない。そして、運動部活動の在り方が個人の意思決定や権利実現を損なうという局面が、もはや許容し難い状況になったところで、本稿でみたような訴訟が提起されてきているものといえる。これらの裁判例は、それぞれが異なる問題状況を浮き彫りにしているものの、いずれも部活動運営において、学校管理職・教師の危機対応能力が問われた事案という点では共通性を有している。

スポーツ危機管理研究という黎明期にある学問分野において、その射程をどのように措くかは今後議論が進められるべきことであるが、日本の運動部活動の在り方をいま一度見直すことは、今後ますます重要なテーマとなってくるものと思われる。

《参考文献》

- 1) 日本体育大学スポーツ危機管理研究所ホームページ <https://www.nittai.ac.jp/kikikanri/index.html>
- 1) 千葉地裁 平成30年3月23日判決、LEX/DB文献番号25560153。
- 2) 「体罰・暴言、処分されず退職 太田・常磐高が即日受理 剣道部コーチ」、『朝日新聞』2019年2月15日、群馬全県版。
- 3) 南部さおり「学校運動部活動における重大事故と顧問の法的責任—大分県竹田高校剣道部暴行・熱中症死亡事件裁判からの教示—」、日本体育大学紀要第47巻第1号、1-11頁、2017年
- 4) 「体罰、元教諭らに賠償命令」、『朝日新聞』2017年6月1日、全国朝刊。
- 5) 「竹刀で生徒の頭たたきけが 鴨川の中学教諭を停職処分」、『朝日新聞』2017年1月19日、ちば首都圏版。
- 6) 一般財団法人 全日本剣道連盟『平成30年度 中学校部活動における剣道指導の手引き』
<https://www.kendo.or.jp/wp/wp-content/themes/kendo/assets/library/pdf/JHS-kendoteams-guidebook.pdf>
- 7) 南部さおり、「柔道練習中の死亡事例への刑法の適用に関する考察」、横浜市立大学論叢 人文科学系列、第64巻3・4号、251 - 276頁、2013年。
- 8) 東京地裁立川支部平成30年6月28日判決、LEX/DB文献番号25449597

- 9) 中村哲也「運動部における体罰の構造と対応策」、教育、第856号、43-50頁、2017年。
- 10) 元永知宏『殴られて野球はうまくなる!?!』、講談社、2017年。
- 11) 損害賠償請求事件、熊本地裁平成30年5月30日判決、LEX/DB25560837。
- 12) 福島地裁平成30年3月13日判決、LEX/DB文献番号25549805。
- 13) 「町田総合高の暴力、都教委が処分検討」、『朝日新聞』2019年1月19日、東京朝刊。
- 14) 「都立高『教師パンチ動画』で『切り取り』批判 テレビ局はどう報じた?」、J-CASTニュース(2019年1月20日 13時58分配信記事、2019年3月26日閲覧)。
<http://news.livedoor.com/article/detail/15899396/>
- 15) 宗内敦『教師の権威と指導力』(彩光文庫、2012年)
- 16) 宗内・前掲書、34-35頁。
- 17) 文部科学省『我が国の文教施策(平成10年版)』
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad199801/hpad199801_2_012.html
- 18) スポーツ庁『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』、平成20年3月。
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624_1.pdf
- 19) 『「難しい親」への対応』、児童心理 臨時増刊984号、1-81頁、2014年。
- 20) 東京MX NEWS「都立町田総合高校で教諭が生徒を殴る ネットに動画」(福祉・教育- 2019年1月18日 18時30分配信記事、2019年3月26日閲覧)
<https://s.mxtv.jp/mxnews/kiji.php?date=46513531>
- 21) 横浜市ホームページ(2019年3月26日閲覧)
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/kyoikukatei/jidouseito/pdf/jidouseito/01.pdf>
- 22) 奈良県ホームページ(2019年3月26日閲覧)
http://www.pref.nara.jp/secure/47365/2_bouryoku_kyousi.pdf
- 23) 本紀要〇頁「2018年度 学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会」報告書、大貫隆志さん講演参照。
- 24) 岡本茂樹『反省させると犯罪者になります』(新潮新書、2013年)